

平成18年2月24日

大阪府知事 齊藤 房江 様

大阪府地方独立行政法人評価委員会

委員長 奥林 康司

意 見 書

公立大学法人大阪府立大学に係る中期目標（変更案）について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づく大阪府地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第25条第1項の規定に基づく中期目標の変更については、別添のとおりとすることが適当である。

以上

公立大学法人大阪府立大学に係る中期目標(変更案)

(前文)

公立大学法人大阪府立大学は、大学を設置し、管理することにより、広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備え、応用力や実践力に富む有為な人材の育成を行うとともに、その研究成果の社会への還元を図り、もって地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的としている。

この目的を果たすため、本中期目標の期間においては、特に、高度研究型大学として、全学的な研究水準の向上とともに、公立大学としての意義を踏まえ地域の課題や社会の要請に対応した特色ある研究の推進を図り、産学官連携等によりその研究成果の社会への還元に積極的に取り組む。また、教育面においては、入学者選抜の改善や学部教育における基礎・教養教育の充実、専門職業人養成のための実践的教育の展開等により、幅広い教養や豊かな人間性と高度な専門的知識を備えた、社会をリードする人材の育成を図る。さらに、これら教育研究活動の更なる活性化を図るため、効果的・機動的な運営組織の構築や、柔軟で弾力的な人事制度の整備、財務内容の改善等に取り組み、確かな経営感覚の下で、戦略的・弾力的な大学運営を推進するものとする。

中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成 17 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 6 年間とする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、別表に掲げる学部、研究科等を置く。

大学の教育研究等の質の向上に関する目標(住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標)

1 教育研究に関する目標

(1) 教育内容等に関する目標

入学者選抜の改善

大学の教育理念・目的に応じた入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)を明示するとともに、多様な能力や経歴を有する学生の入学を促進するために、特別選抜入試を実施するなど、入学者選抜の多様化に取り組む。

また、学生が入学後幅広い領域の学習を重ねながら、自らの適性や関心等に基づいて主体的に専攻分野を選択できるよう、入学段階での募集単位のあり方を検討する。

教育内容の充実・改善

ア 学部教育

(ア) 全学共通教育

新たに設ける総合教育研究機構を核として、全学を対象とする共通教育を展開する。同機構において、社会の高度化・複雑化に対応した、幅広い見識と高い倫理観や豊かな人間性を培うための新しい教養教育を実施し、また、国際舞台で活躍しうる実践的な言語能力や高度情報化社会における情報活用能力を重視した基礎教育の充実を図る。

(イ) 専門教育

大学の目的に基づく各学部の理念・目的にしたがって、学部における専門教育を行い、専門的学術を身につけた専門職業人として社会で活躍する人材を育成する。また、大学院に進学して高度な研究に取り組むための基礎となる専門的知識を修得させる。

イ 大学院教育

(ア) 博士前期課程

大学の目的に基づく各研究科の理念・目的にしたがって、専門分野と関連分野に関する広範な知識の教授と研究指導を行い、高度で豊かな知識、応用力と国際性を兼ね備えた高度専門職業人及び研究者を養成する。また、実践的教育も重視し、地域社会や企業などの各分野でリーダーとして活躍できる人材を養成する。

(イ) 博士後期課程・博士課程

大学の目的に基づく各研究科の理念・目的にしたがって、専門分野の高度な知識体系の教授と研究指導を行い、将来学問研究のトップランナーとして国際的に活躍することができる広い視野と深い専門的学識を備えた研究者及び高等教育教授者を養成する。

多様な教育・履修システムの構築

学生の主体的学習意欲を引き出し、幅広い視野を持った人材を育成するため、学生が自らの関心や進路希望等を踏まえて多様な履修内容を選択できる教育・履修システムを構築する。

学部においては、柔軟な科目選択や提供科目の工夫、転学部・転学科制度の導入に取り組む。また、他大学との連携やインターンシップの推進を図る。

大学院においては、きめ細かな研究指導体制を設け、また、他の試験研究機関等との連携大学院制度を推進する。さらに、社会人の学習需要にこたえるため、大学院サテライト教室の充実や授業・研究指導の工夫に取り組む。

適切な成績評価等の実施

学生の卒業・修了時の質を確保し、卒業生として内外に評価されるよう、履修指導体制の充実を図り、各科目の到達目標と成績評価基準を明確にした上で、厳格な成績評価の仕組みを構築する。

適正な学生収容定員の検討

公立大学としての適正な学生収容定員の検討を進める。学部の定員については、今後の 18 歳人口の急速な減少などを考慮し、適正な規模の検討を行う。大学院の定員については、高度な専門的知識・能力を備えた人材に対する社会的要請は今後も増大することが予想されることから、拡充する方向で検討する。

(2) 研究水準等に関する目標

目指すべき研究の水準

教員個人及びグループは、研究の目的意識を明確にしつつ、各々の研究分野での成果が国際的に評価される高い水準となるよう努力する。また、基礎研究から応用研究までの広範な領域における先端的研究に取り組む。

大学としての重点的な取組み

全学において研究水準の向上を図るとともに、地域及び産業界との連携を強化し、地域の課題や社会の要請に対応した、特色ある研究の推進を図る。特色ある、また優れた成果を期待できる研究に対しては、重点的に支援する方策を確立する。

成果の社会への還元

新たに設ける産学官連携機構を核として、大学の知的財産である研究成果を社会に積極的に還元する仕組みを構築する。また、シンポジウムや公開講座等を通じて、研究成果を広く社会に紹介し還元する。

(3) 教育研究の実施体制に関する目標

教育研究体制の充実

教員を、大学院研究科又は学部、総合教育研究機構等へそれぞれ所属させ、各教育研究組織間の緊密な連携のもと、責任ある教育の実施や教員間の交流・共同研究の促進などを行い、教育研究活動の活性化・高度化を図る。

全学教育研究組織の確立

ア 総合教育研究機構

全学共通の教養・基礎教育の専門機関として新たに設ける総合教育研究機構の充実を図る。

また、同機構において、時代の要請に応じた質の高い大学教育を提供するため、全学的な教育改革を推進する。

さらに、府民を対象とした公開講座などの大学開放事業を、体系的・一元的に運営する。

イ 学術情報センター

情報化時代に即応した図書館機能の充実や情報システムの統合的運用を図り、学外にも開かれた情報拠点として新たに設ける学術情報センターの充実を図る。

図書館については、複数キャンパスに対応した統一かつ一体的な運営体制を構築し、また、情報システム及び情報ネットワークについても、一元管理を実施する。

ウ 産学官連携機構

産業の高度化や新産業の創出など地域産業の振興に貢献するとともに、教育研究活動の活性化にもつなげるため、知的財産の創造や発掘、マネジメントから活用までを一元的に実施する組織として新たに設ける産学官連携機構の充実を図り、大学に蓄積された知識や技術を社会に還元するシステムを確立する。

学部・研究科附属施設の展開

学部・研究科に設置する附属施設について、教育研究機能の高度化や「開かれた大学」の促進の観点から、その特性を効果的に発揮できるよう展開する。

(4) 学生への支援に関する目標

学生が学習しやすい環境づくりを推進するため、学生センターの機能を充実するなどして、学生が容易に相談できる学習相談・生活相談体制や学生の健康管理体制の整備、奨学金制度や就職に係る情報提供のシステム化等の経済的支援や就職支援の実施、留学生や障害のある学生に対する支援など、学生への幅広い支援を行う。

2 社会貢献等に関する目標

(1) 社会との連携に関する目標

地域社会への貢献

ア 教育面での貢献及び連携

(ア) 社会人に開かれた大学

社会人のキャリアアップのためのリカレント教育をはじめ、府民の生涯学習へのニーズの増大にこたえる。

このため、大学院サテライト教室の充実や社会人特別選抜入試の実施、科目等履修生制度の活用等を通じて社会人の受入れを推進する。

また、総合教育研究機構を核として、府民のニーズに対応する、質の高い公開講座の提供を行う。講座数においても、府民のニーズに応じて段階的な提供増を行う。

(イ) 高等学校等との連携

より高いレベルの教育を受けることを希望する高校生の希望にこたえとともに、高校生の学習意欲の喚起や進路選択に資するため、高大連携講座など府内の高等学校等との相互の協力・連携事業を推進する。

また、教育内容をより充実し、社会の要請にこたえるものとするため、企業やNPOとの連携を推進する。

イ 産学官連携の推進

産学官連携機構において、民間のニーズに即した研究に対して予算等を重点的に配分し短期間での成果創出を図るプロジェクト研究等の推進や、民間企業への技術移転や外部研究資金獲得のためのリエゾン活動、知的財産の発掘や特許化、ライセンスなどの知的財産マネジメント活動に取り組み、地域社会への貢献を果たす。

平成22年度における年間の共同研究件数300件及び受託研究件数150件並びに同年度における特許権取得件数50件を目指す。また、各種支援により、大学発ベンチャーの創出を促進し、同年度における創出件数15件を目指す。

ウ 府政との連携

現在大阪府が直面している産業構造の転換、少子高齢化、情報化、環境問題などの諸課題に対応し、大阪府の産業発展や文化振興、保健医療福祉の充実等に資するため、シンクタンクの機能の強化や人事面での連携などを通じて、府政との連携を進める。

地域の大学との連携

教育研究活動の一層の向上を図り、また、地域社会の発展に貢献するため、地域の中核的大学として、府内や関西の大学間の学術交流を積極的に推進する。

(2) 国際交流に関する目標

国際的にも存在感のある大学を目指し、国際交流協定の締結に基づく大学間交流を中心に、研究者の受入れや派遣、共同研究の推進、学生の相互交流など国際的な教育研究交流の推進を図る。

業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

(1) 全学的な大学運営に関する目標

全学的な経営戦略の確立

全学的・中長期的視点に立った経営戦略を確立するため、民間的発想の経営手法の導入や財政基盤の安定化を図る。

また、限られた学内資源を効果的に活用し、教育研究を活性化するため、理事長のトップマネジメントのもと戦略的に配分するシステムを構築する。

効果的・機動的な運営組織の構築

理事長のリーダーシップを効果的に発揮させるため、重要業務や特定戦略課題に応じた役員執行体制を確立するとともに、理事長等の役員支援や総合調整を円滑かつ機動的に処理する補佐体制を整備することにより、効果的・機動的な運営を推進する。

学外の有識者・専門家の登用

役員や審議機関への経営感覚に優れた学外人材の登用や、社会のニーズを反映できる各界各層からの参画を図り、大学経営の機能強化や社会との連携、開かれた大学運営を推進する。

内部監査機能の充実

監事を中心とした実効性ある監査制度を整備し、また、監査業務に従事する職員の専門性向上を図り、財務規律や法人業務の適正処理を確保する。

(2) 部局運営に関する目標

大学組織内における部局長の権限と責任を明確にし、全学的な方針のもとで、部局長を中心とした意思決定の迅速化、各部局の効率的・機動的運営の実現を図る。また、部局間の十分な連携を確保できる体制を構築し、全学的な教育研究組織の運営を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

公立大学の存在意義を踏まえ、また、教育研究の進展や社会のニーズの変化に的確に対応するため、学部・学科等の再編を含め教育研究組織の見直しに取り組む。また、組織間連携や教員の所属組織間異動などによる柔軟かつ流動的な教育研究体制を確保することにより、教育研究活動の更なる活性化・高度化を図る。

3 人事の適正化に関する目標

(1) 柔軟で弾力的な人事制度の構築に関する目標

非公務員型のメリットをいかし、地域貢献など学外活動の活性化や教員の流動性の確保、多様な人材活用に資する柔軟で弾力的な人事制度を整備する。

また、事務職員等の任用形態の多様化を図り、法人の管理運営や企画立案などの業務の必要性に応じた機動的かつ的確な人事を行う。

(2) 業績評価制度の導入に関する目標

教職員の業績を多面的かつ適正に評価する制度・体制を構築し、教職員の意欲の向上や組織の活性化とともに教育研究の質の向上を図る。また、評価制度の活用により、教職員の適正な処遇確保を図る。

(3) 公募制の徹底及び任期制の導入に関する目標

公募制の徹底と任期制の導入により、多様で優秀な人材に門戸を開き、教育研究組織の流動化及び活性化を図るとともに、任用制度の透明性を高める。

(4) 教員組織の計画的なスリム化等に関する目標

質の高い教育研究機能を保持しつつ、教員の適切かつ計画的な定員管理を推進し、教員定数（平成 14 年度時点）の 25 パーセントの削減をおおむね 10 年間で達成する計画の実現を図るため、段階的に教員組織のスリム化を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標

効率的で効果的な大学運営を目指し、企画立案機能の充実強化や学生サービス・教育研究支援の向上に資する観点から、アウトソーシングの推進や事務の一元化など事務の効率化・合理化に取り組む。

財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

大阪府からの運営費交付金に支えられることを基本としつつも、安定した経営基盤の下に自律的経営を行うことができるよう、外部研究資金の獲得や多様な大学事業の展開による自主財源の確保に取り組み、経営基盤を強化する。外部研究資金の獲得額は、平成 22 年度において法人化前に比して 30 パーセントの増加を目指す。

また、個性と魅力あふれる研究型大学としていく経費の確保のため、授業料等学生納付金のあり方について検討する。

2 経費の抑制に関する目標

業務運営の合理化・効率化により、経常的経費を抑制する。人件費及び管理的経費（新規事業分を除く。）について、平成 22 年度において法人化当初に比して 7 パーセントの削減を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

資産（土地、施設・設備等）の実態を常に把握・分析し、全学的かつ経営的視点に立った資産の効率的・効果的な運用を図る。金融資産については、安全確実な運用を行う。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

教育研究活動及び業務運営について、大学の自己点検・評価の体制を整備し、定期的に自己点検・評価を実施する。また、外部評価を受

け、その結果を教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。自己点検・評価及び外部評価の結果は、速やかに公表する。

2 情報公開等の推進に関する目標

公立大学としての社会に対する説明責任を果たすとともに、「開かれた大学」とするため、広報体制の強化を図り、教育研究活動や業務運営に関する積極的な情報提供に取り組む。

その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備等に関する目標

平成 18 年度末の大仙キャンパスの廃止に伴い、中百舌鳥キャンパスに移動する教員及び学生の教育研究環境の整備を図るため、必要な改修工事を行う。

また、学舎の抜本的な施設整備については、これまでの大学における検討結果を踏まえ、大学が目指す高度研究型大学にふさわしい教育研究環境を確保するための新しいキャンパス展開について、平成 17 年度の出来るだけ早い時期に、キャンパスプランに基づき、整備内容を確定の上、実現を図る。

整備に当たっては、学部・研究科間の共同利用や産学官連携における利用などの施設の有効活用を始め、新築又はリニューアル改修という整備手法や資金調達を含む事業手法などにも留意しながら、効率的・効果的に実施する。

また、学舎の良好な環境を保つため、施設等の機能保全・維持管理を計画的に実施する。

2 安全管理等に関する目標

教育研究環境において、安全と衛生を確保するとともに、事故・災害を未然に防止し、環境保全を推進するための安全管理体制を整備する。また、安全教育・環境保全に関する研修を実施するなど、教職員の安全衛生、環境保全に関する意識の向上を図る。

3 人権に関する目標

人権が不当に侵害され、良好な教育研究・職場環境が損なわれることがないよう、人権尊重の視点に立った全学的な取組みの充実を図る。

別表（学部、研究科等）

大学名	大阪府立大学	旧 大 学（公立大学法人大阪府立大学定款附則第2項の規定により設置した大学）			
		大阪府立大学	大阪女子大学	大阪府立看護大学	大阪府立看護大学 医療技術短期大学部
学部	工学部 生命環境科学部 理学部 経済学部 人間社会学部 看護学部 総合リハビリテーション学部	工学部 農学部 経済学部 総合科学部 社会福祉学部	人文社会学部 理学部	看護学部 総合リハビリテーション学部	_____
研究科	工学研究科 生命環境科学研究科 理学系研究科 経済学研究科 人間社会学研究科 看護学研究科 総合リハビリテーション学研究科	工学研究科 農学生命科学研究科 経済学研究科 人間文化科学研究科 理学系研究科 社会福祉学研究科	文学研究科 理学研究科	看護学研究科	_____
全学教育研究組織	総合教育研究機構 学術情報センター 産学官連携機構	_____	_____	_____	_____